

期日前投票・不在者投票のご案内

期日前投票

投票日当日、次のような理由で投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票ができます。

- ① 仕事や旅行の予定がある
- ② 入院、出産予定などのために、外出できない

投票所入場整理券の裏面に必要事項を記入のうえ、下記の期日前投票所にお持ちください。お持ちでない場合は、期日前投票所に用意してある「投票用紙請求書」に必要事項を記入してください。

● 区役所本庁舎と特別出張所では開始日が異なりますのでご注意ください。

期日前投票所	期日前投票期間
区役所本庁舎2階 (蒲田5-13-14)	6月24日～7月1日 午前8時30分～午後8時
特別出張所 お住まいの地域にある特別出張所 でなくても投票できます。	6月25日～7月1日 午前8時30分～午後8時

※ 田園調布・蒲田西特別出張所は投票所が2階にあり、エレベーターがありません。他の期日前投票所は1階にあるか、エレベーターがあります。

大田区外で不在者投票をする方

投票所入場整理券をお持ちの方は裏面に、お持ちでない方は「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入して、大田区選挙管理委員会事務局(〒144-8621 蒲田5-13-14)に持参か郵送で投票用紙を請求してください(「不在者投票宣誓書兼請求書」は、区のホームページから取り出せます。ファクシミリでの送信、郵送も行います)。また、封書やはがき(選挙名、住所、氏名、生年月日、性別、不在者投票の理由、送付先、電話番号を明記)でも請求できます。6月23日(告示日)以降に投票用紙を郵送しますので、6月24日～7月1日に滞在地の選挙管理委員会で投票してください。なお、投票時間などは滞在地の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

指定施設(病院・老人ホームなど)での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設で不在者投票ができます。各施設の担当者におたずねください。



郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票は、「郵便等投票証明書」をお持ちの方が、自宅などで投票できる制度です。「郵便等投票証明書」をお持ちの方には、「投票用紙等請求書」を郵送しますので、大田区選挙管理委員会事務局へ返送してください(6月28日必着)。投票用紙を郵送します。点字での投票はできません。

新たに「郵便等投票証明書」を希望される方は、至急、大田区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。ただし、身体障害者手帳などをお持ちの方で、下記のいずれかの条件に該当し、自書できる方に限ります。

身体障害者手帳をお持ちの方

- 両下肢、体幹、移動機能の障害(いずれか1つが1級か2級)
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害(いずれか1つが1級か3級)
- 免疫か肝臓の障害(1級～3級)

戦傷病者手帳をお持ちの方

- 両下肢、体幹機能の障害(特別項症～第2項症)
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸か肝臓の障害(特別項症～第3項症)

介護保険被保険者証をお持ちの方

- 要介護状態区分が要介護5

※ 該当するかどうか不明な場合は、大田区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

代理記載制度

左記の郵便投票の条件に該当し、さらに身体障害者手帳に「上肢か視覚障害が1級」の記載がある場合か、戦傷病者手帳に「上肢か視覚障害が特別項症～第2項症」の記載がある場合は、自書できない方に限り、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人が、投票に関する記載を行うことができます。詳細は大田区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

代理投票と点字投票

体が不自由などの理由で文字が書けない方は、投票所の係員が投票のお手伝いをします。投票の秘密は固く守ります。

点字による投票もできます。投票所には、点字で書かれた候補者氏名などの一覧表と点字器を備えてあります。ご自分の点字器を使うこともできます。

どちらも投票所の係員におたずねください。

開票は即日開票です

- 日時 7月2日(日)、午後8時45分から
- 場所 大森スポーツセンター(大森本町2-2-5)

大田区で投票できる方は、開票所の参観ができます。投票状況や開票結果は、区のホームページでお知らせします。

大森スポーツセンターは、7月1日から3日午後1時まで全施設(アリーナは午後5時まで)の通常の利用および受付業務を中止します。なお、中止期間中の抽選分の受付業務は7月4日(火)となります。詳細はお問い合わせください。

問合せ先 大森スポーツセンター ☎5763-1311

●●● 投票所では ●●●●

投票所では静かな環境を保つようご協力をお願いします。投票所内の混雑を避け、また、投票の秘密や自由公正の保持のために必要と判断した場合は、入場を制限することがあります。

投票所内には、選挙人とその同伴する子ども(18歳未満)、投票事務従事者、投票所を監視する職権を有する者、警察官でなければ入ることができません。ただし、選挙人を介護する者など選挙人と共に投票所に入ることについてやむをえない事情があるときは入場が認められる場合があります。

また、ペットを連れての入場はお断りする場合がありますのでご了承ください。

選挙公報は新聞折り込みで

公報は6月28日頃に、朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売新聞の朝刊に折り込んでお届けします。また、区役所本庁舎、地域庁舎、特別出張所、図書館、文化センター、老人いきいの家などの区施設、区内の新聞販売店、公衆浴場、ファミリーマートでも配布します。東京都選挙管理委員会事務局のホームページにも掲載する予定です。